



総情企第25号
令和元年7月4日

一般社団法人信書便事業者協会
会長 伊東 博 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部長 巻口 英司



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含みます。以下同じ。)が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されています。

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税ですが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。)が制定されています(平成25年10月1日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、価格の表示に関する特別措置並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が講じられています(このうち、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置の内容については、別紙参照)。

公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して調査や指導を行い、また、公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認める場合などには、特定事業者に対して勧告を行い、その旨を公表しています。この他、政府共通の窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設け、消費税の転嫁拒否等の行為を受けた事業者からの相談を受け付けるとともに、公正取引委員会や中小企業庁のほか各省庁においても事業者からの相談を受け付けています。加えて、書面調査を悉皆的に行うなど、積極的に消費税の転嫁拒否等の行為がないかどうかについ



て情報収集を行っています。

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の 5 % から 8 % への引上げに係る転嫁拒否等の行為については、公正取引委員会及び中小企業庁において、平成 25 年 10 月から平成 31 年 3 月までに、4,662 件の指導、48 件の勧告・公表を行いました。

また、平成 30 年 11 月 28 日に公表された「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」においては、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はないことを示す一方で、事業者間の取引については、下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があつてはならず、本年 10 月の消費税率引上げに際しても、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている不当な行為がなされないよう、引き続き、監視や周知を厳格に行っていくことを明らかにしています。

さらに、平成 31 年 3 月 29 日には、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成 25 年公正取引委員会）を改正し、消費税転嫁対策特別措置法上の考え方の一層の明確化を図っています。

今般、上記ガイドライン等も踏まえ、経済産業省及び公正取引委員会から、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）上の親事業者等 20 万社に対し、上記の趣旨及び別紙の遵守事項等について十分理解して頂いた上で、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、現場担当者に限らず組織全体への周知徹底や役員等による指導・監督など、組織全体で適切な措置を講ずるよう強く要請する旨の文書（参考 1 参照）が発出されました。また、消費者庁からは全国公正取引協議会連合会に対し、各協議会等が運用する公正競争規約の参加事業者に価格設定ガイドライン等の周知を求める要請文書（参考 2 参照）が発出されたところです。

貴協会におかれでは、これらの要請文書も含め以下の資料を御参照いただき、消費税転嫁対策特別措置法及びガイドラインの趣旨について十分に御理解の上、遵守の徹底が図られるよう、貴協会に加盟の事業者に周知・要請いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別紙 「消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項」

参考 1 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」
(20190522 中第 3 号・公取第 44 号)

参考 2 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力のお願い（協力依頼）」（令和元年 6 月 27 日消表対第 285 号）

- 別添1 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」（平成30年11月28日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）
- 別添2 「消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方」（平成25年9月10日消費者庁）
- 別添3 「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」（平成25年9月10日消費者庁）
- 別添4 「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」（パンフレット）（令和元年5月内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁）

